

毛利高政について

『茶飲話と古文書』の関係

宮 下 良 明

(会員 佐伯市古江)

降りみ降らずみ五月雨の、いく日ふる日の徒然に、隠居同志の集りで、虚か実かしら菊の、聞くにつけても香

ばしく、天正や文禄や高麗征伐のその比より、当家中の侍が、武功の話をとりあつめ、聞きし通りを記し置く。さて虚ならば虚ばなし、我さえ知らぬ伝え聞き、茶飲話の餘談ぞと、すてさせ給ひて支へなし。笑にてもあるならば、きつと覚えていその上、ふりにし世にはしかじかの、事もありきと末の世まで、口碑に残して置きぬべし。

佐伯の里の物識が、語り伝へし事柄の、昔の跡のなつかしく、茶飲の席の興なれば、茶飲話と題したり。必ず必ずかりそめの、他言他見はつつしまれよ。

〔佐伯秘説録「茶飲話」〕より。

後述する茶飲話の一話は、慶長十五年（一六一〇）徳川家康の第八子、尾張大納言義直の居城、名古屋城普請の時起きた事件に関するもので、高政の裏面の一端を茶飲話が伝え残したもの。また、次の二話は高政が日田代官職の時、起きた事件を茶飲話が伝えた信憑性と、傍証として「大分県史料13」に収録された日田石松文書を挙げ、関連性を検討して話の真実と、日田に於ける高政の実態を追求してみたい。

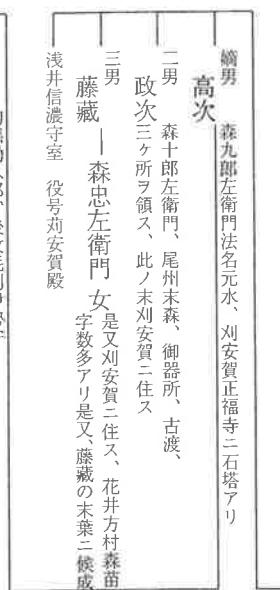
▲第一話『洗濯婆は高政の伯母から』

高政公、尾張名古屋城御普請の御手伝なされ候節、相詰め居る足輕共、常に洗濯を頼む一人の老婆あり……然るに或夜、矢筈の御紋付きたる提灯、この老婆の許をして来かかりけるにぞ、一同大いに驚き庭に下る者……提灯はやがて此の家に入り来るを物蔭より窺い見れば、高政公の御出なり。

高政公は老婆に対して懇懃に御挨拶を述べ、懷中より小判五枚程取出して老婆に進ぜられ、さて御述べなさるは、久々に御目にかかり申候……老婆申され候は、先ずは息災にて満足なりと、この老婆は尾張の国刈安の藤藏

と申す百姓の妻にて、高政公の伯母様の由なり……足軽共・略・慮外千万の振舞仕候段平に御免されなし……以上茶飲話、これにより高政は名古屋城築城に係わつたことが分かつた。しかし、これだけでは單なる説話に過ぎない。そこでこの話を尾張刈安賀「森系図」と照合してみると、全く荒唐無稽ではない事が分かると思う。

その系図は先の史談（一七七号）にも掲載したが、尾張塘叢の高政と茶飲話との関係を知るため、一部のみ掲載した。



以上から、刈安賀森系図と茶飲話の内容が偶然にも合致することに気付かれたものと思う。つまり高政は故郷に錦を飾つたのである。次にその一致点を挙げてみる。

(1) 茶飲話中の人物、刈安（賀）の藤藏は、高政の父九郎左衛門高次の末弟に当たり、高政の叔父であることが分かる。（系図参照）

(2) 高政が懇懃に挨拶を述べた老婆は、藤藏の妻で義理の叔母に当たる。

註 茶飲話では伯母と表記しているが、系図上から見れば叔母が正しい。

(3) 慶長十五年名古屋城の普請には、高政も参加したと系図に記載しており、茶飲話と合致する。

(4) 矢筈の紋は高政の母方（梶原氏）の紋所で、母の父小太郎の定紋と推測する。したがって、老婆も十分心得ていたものと思われる。

(5) 父九郎左衛門は刈安賀の生まれ、花井方の正福寺には石塔ありと系図には記されており、叔母も刈安賀の人と茶飲話はいう。

以上から、高政は尾張刈安賀、森一族の出身であること

が明確になつたと思うが、伝承されている物語・口碑等では違つた事柄が伝えられていると痛感するものである。

▲第二話『毛利兵庫の野心』から

毛利兵庫と云う家老、知行八百石にて相勤め候が、高政公日田代官を被成御預候處。

淀川様（淀殿か）の御局は兵庫が為には叔母にて候故、是がよく取倣し申せしにや、兵庫日田八万石の御代官を申受けて罷下り、其の折紙を高政公へ御目にかけ候へば、一通り御覽なされて……兵庫の家来、長勘右衛門と申す者、御前に罷出……兵庫が上阪の事を訴えたるに、高政公早速磯部大膳に仰付け、早船にて後を追ひ上らせ候處、大膳大阪に着し京橋口にて……首を刎ね……下略。

右の茶飲話は、高政が日田代官職を拝命（多分これは家康から受けたものと思う。）し、日田に逼留中起きた事件を、家の侍達が、武功の自慢話として語り伝えたものと思われ、日田・玖珠の支配権をめぐる争いの結末を茶飲話にして残したものと考えてよい。

次に「大分県史料13」のうち日田石松文書から、高政

に關係する二点を引用して、茶飲話と関連の有無を考察してみたい。

▲初めに民部大輔友重書状

先度も以書状申遣候間、可相達候、今度者、其許さハき候所ニ、種々心付仕之通、別而祝著候、何事も近日可下候間、面ニテ礼可申候、弥我等御前之義相談、兩郡被下候間、不可有指遣候、其方之事者、度々心付不淺候間、知行可遣候間、可得其意候、但披露ハ無用候也、

十一月十三日

民部大輔

草場村彦左衛門まいる

友重毛利
(花押)

▲次に毛利高政書状（折紙）

今度此方公事之儀、萬屬勝手候間、心安可令安堵候、其方にて心付候段、よく聞届令祝著候、近日我等も令下國候間、猶其節可申候也、

二月廿七日

民部大輔

草場村彦左衛門方

高政（花押）

以上友重・高政名で発給した二点の書状を示した。こ

の文書の真意は研究者の言を待たねばならないと思うが、筆者のみた両書状は、基本的には同じ内容という見解で論じて見たいと思う。問題は両書状共年代の記載がないことから考へると、「毛利兵庫の野心」を詳らかにすることで年代の推定ができるものと思う。そこで書状と茶飲話を連想したものから年代の推定を試みたい。

・茶飲話||高政公日田御代官を被成御預候處、淀川様（淀殿）の御局は兵庫が為には叔母にて候故、是が良く取倣し申せしにや、兵庫日田八万石の代官を申受けて罷り下り云々。

つまり大坂方より八万石の折り紙を貰つた兵庫が日田代官として下向の時、高政が折り紙を取り上げたという話と、次の書状内容をくらべ、その関連性について私論を少々述べることにする。

・友重書状||何事も近日可下候間、面にて礼可申候、弥我等御前之義相談、両郡被下候間云々とある。

両郡とは勿論日田・玖珠郡のことと、茶飲話にいう日田八万石の代官に該当する。県史学では日田・玖珠八万石は無理と指摘しているが、筆者は内容としては一致す

るものと考えたい。

ただし、すべてが事実かと言うと、その辺は、茶飲みの席の興なればとばかりしているところに、話としての含みがあると思う。しかし、なんの謂もなしに事件話が作られたとは考えられない。

そこで高政書状の文言を引用して、筆者の考えを述べて見たい。

・高政書状||今度此方公事之儀、萬屬勝手候間〔略〕近日我等も令下國候間云々とある。

前述の此方公事之儀とは、公事||公方・公儀・幕府等総体的には「公」を指したものと解釈したい。したがつて、民部大輔高政の呼称は、慶長六年前後が初見と思われる所以、書状の年号もその頃と考えられる。

次に近日我等も、とあるのは、既に何者かが前に下向している事に対して我等もの意味に受け取りたい。さらにも令下國候間、これは高政本人を含めた者が公儀の命令で下ると見るのが適切かと考える。

以上書状と茶飲話から推察すると、日田・玖珠の支配権をめぐる争いの書状のようである。

さて、二点の書状に年号の記載がないことは前にも述

べた。そこで次の判断により、欠落した年号の割り出しを想定してみることにする。

(一)両書状共豊臣秀吉の存命中でない事は確かに思われる。秀吉の没年は慶長三年八月、葬儀が翌年の二月に行なわれたことから、それ以後の年月日と推定してよい。

(二)日田の岳林寺に宛行つた友重名の文書があるが、日付は四年十月二十九日となつており、この時点で日田在任中と思われる。したがつて、本稿の友重書状の年号は慶長四年十一月には適合しない。

いづれにせよ四年以前の書状でないとすれば、五年十一月十三日より外はなく限定してよいと考える。

(三)高政書状に対する年号の推定は、前にも述べた通り慶長六年と思われるが、さらに次の内容を追加してみよう。

民部大輔高政書状||今度此方公事之儀……近日我等も

令下國候問……略文中今度あるのは再度ではなく初めの意に受け取りたい。

友重書状||何事も近日可下候間……とあり、共に近々下るというもので、いづれにしても内容から時間的に

差はあまり大きくないと感ずる。基本的には整合するものと考えている。

以上書状と年号を絞り込んでみた。結果は前にも述べた通り、友重書状||慶長五年十一月十三日、高政書状||同六年二月廿七日と筆者は断じたい。つまり関ヶ原合戦後の書状と考えられるからである。

筆者は従来、友重即ち高政と同一人視した定説に対し、端的にいって再検討の必要性を唱える一人でもある。

▲「大分県地方史」一六七号の中で、橋本操六氏は、温故知新録に記載された一連の毛利文書を取り上げ、偽文書の可能性を指摘され全てにわたつて再検討の必要性を述べておられる。例えば寛政重修諸家譜では、天正十五年（一五八七）日田二万石を領した云々と、幕府に付し怪しい系譜を提出している。

一方、温故知新録では、高政の日田・玖珠時代は記録に乏しく、判然としない。さらに幕府の御尋ねに対する答辯書には一貫性がなく、ちぐはぐの答に終わつている。つまり知新録の時点では、高政の記録は伝わつてい

なかつたものと思われる。

したがつて、友重・高政の論証は、慶長五年九月の関ヶ原合戦を目安として、調べて見れば間違いなかろう。ところで、民部大輔高政と呼称したのは、慶長六年に僅かの期間しかなく、七年には、伊勢守高政と改名している。

いづれにしても、友重から高政に改名したとする一般論に拘わらず、今後高政の人物を知るために、日田・玖珠に於ける友重の研究をしなければならないと考えている。

日田・玖珠方面には友重差し出しの文書が数点あり、まだ出る可能性がある。今一つ黒田家譜の伝えるところによれば、慶長五年九月、玖珠角牟礼城攻めの記に民部大輔が城にて、留守居の兵籠れりとあり、この時の民部大輔は友重を指しているものと考えられる。
さらにまた「駒井日記」を見逃すことはできない。これには、文禄二年（一五九三）九月十三日付で豊後に關係する記録が載っている。

また、杵築・日出城主といわれた毛利兵橋重政と毛利民部大輔友重は、共に、秀吉の朱印状に連名で記されて

いることも付加えておきたい。

▲最後に友重書状の花押について
前述の日田岳林寺に宛行つた文書の花押をもつて良しと筆者は信じているけれども、現在佐伯でみる友重文書の花押とは少し違うようである。

本文中、彦左衛門に宛てた両書状の花押を照合し確認する機会がなかつたが、後日確認できると思う。

稚拙な文章の上に独自解釈のため、反論も甘んじて受けねばならないと思つています。高政に關して日田・玖珠時代の史料をお持ちの方、ご連絡頂ければ幸甚です。

【参考史書】

大分県地方史第一六七号・大分県史料(13)
佐伯秘話録・駒井日記藤田恒春校訂

温故知新録(一)・黒田家譜